

静岡産業大学留学規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、静岡産業大学学則（以下「学則」という。）第16条の3（留学）第2項の規定に基づき、留学に関して必要な事項を定める。

(種 類)

第2条 この規程における留学とは、次の各号のいずれかによるものとする。

(1) 協定校海外留学

静岡産業大学（以下「本学」という。）と協定を締結している外国の大学等への留学

(2) 協定校国内留学

本学と協定を締結している国内の大学等への留学

(3) 一般留学

本学と協定を締結していない外国の大学等への留学

第2章 協定校海外留学及び協定校国内留学

(資 格)

第3条 協定校海外留学及び協定校国内留学ができる者は、本学に1年以上在学した2年次生以上の学生とする。

(期 間)

第4条 留学期間は、1年以内とする。

2 前項の留学期間は、学則第3条（修業年限及び在学年限）第2項の在学年限に算入する。

(手 続)

第5条 留学を志願する者は、指定された期日までに留学申込書（様式第1号）を提出しなければならない。

(許 可)

第6条 留学は、協定校海外留学においては国際交流委員会、協定校国内留学においては教務委員会が審査を行い、当該学部教授会の議を経て学長が決定する。なお、留学が決定した場合、留学を志願する者は原則として2週間以内に留学届（様式第2号）及び海外留学誓約書（様式第3号）を提出しなければならない。

(納付金)

第7条 留学期間中の本学の授業料等は、学則第31条（授業料等の納付）に定めるところに

よる。ただし、留学先の納付金が本学の納付金を超える場合は、差額を本人負担とする。

(奨学金)

第8条 協定校海外留学をする学生を支援するために、奨学金を給付する。

2 給付は1人につき1回のみとする。

3 奨学金の給付額は次のとおりとし、留学先の国・地域（ただし外務省の分類に基づく）により決定する。

(1) 太平洋州、北米、中南米、欧州、中東、アフリカに位置する国・地域 10万円

(2) アジアに位置する国・地域 5万円

第3章 一般留学

(期 間)

第9条 一般留学は休学扱いとし、学則第15条(休学の期間)に定めるところによる。

(手 続)

第10条 留学を志願する者は、休学願及び留学届（様式第2号）を提出しなければならない。

第4章 留学終了後の手続き

(手 続)

第11条 協定校海外留学及び協定校国内留学が終了した学生は、原則として帰国後1週間以内に留学終了届（様式第4号）を提出しなければならない。

(単位の認定)

第12条 留学期間中に留学先の大学等において履修した授業科目について修得した単位は、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。また各協定により認定する単位数は、別に定める。

(単位認定の手続)

第13条 単位の認定を希望する者は、帰国後2週間以内に次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 留学先の成績証明書

(2) その他必要とする書類

2 単位の認定は、教務委員会において審査を行い、当該学部教授会の議を経て学長が決定する。

第5章 取り消し

第14条 留学が適当でないと本学が認めた場合は、留学許可を取り消す。

第6章 その他

(庶務)

第15条 留学に関する庶務は、教務課及び学生支援課が行う。

(改正)

第16条 この規程の改正は、大学協議会の議を経て学長が行う。

(補則)

第17条 この規程に定めるもののほか、留学に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規程の改正は、平成27年4月1日から適用する。

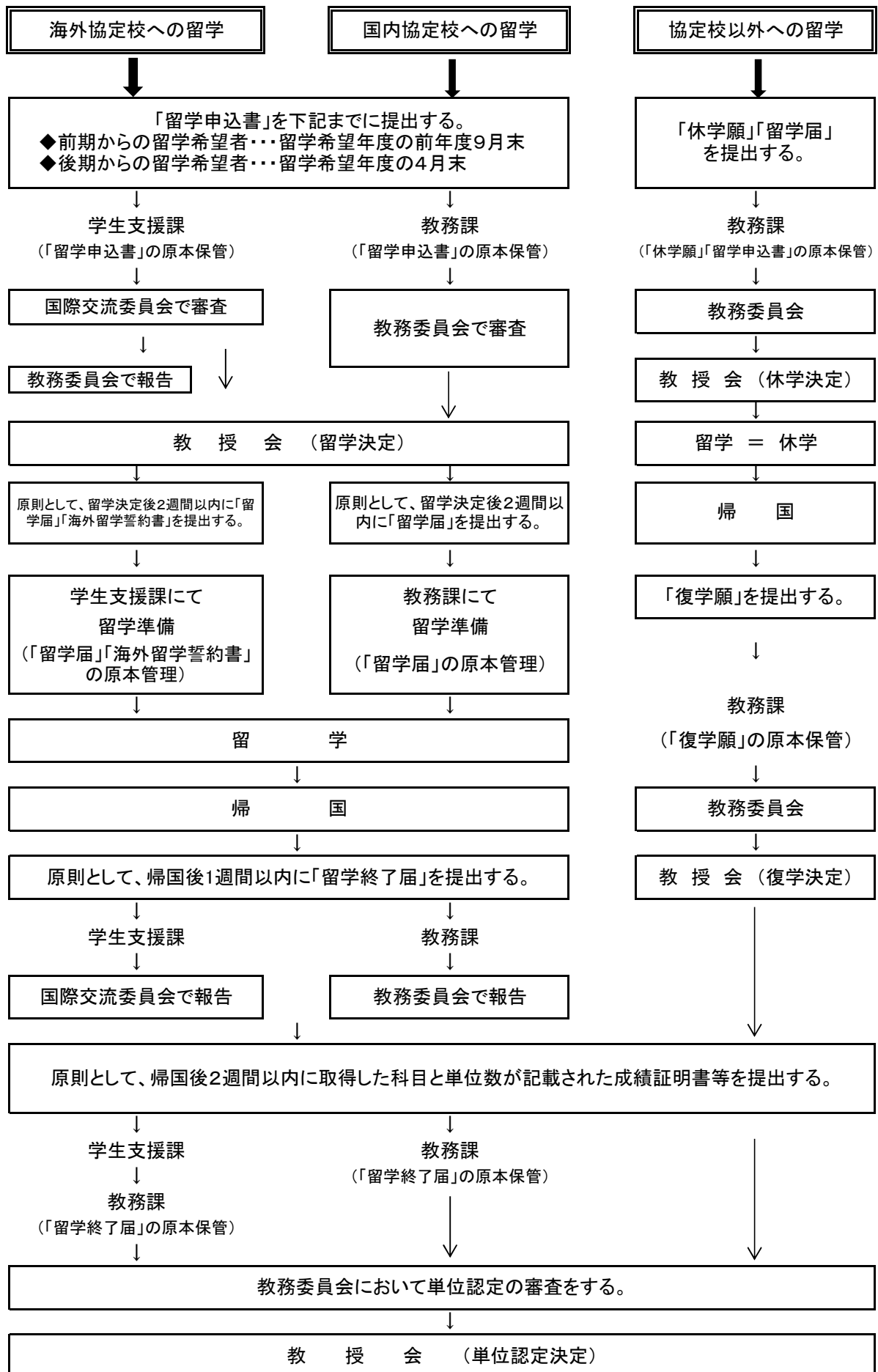
附 則

この規程の改正は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、令和7年4月1日から適用する。

留学までの手続きの流れ



留 学 申 込 書

申請日 年 月 日

静岡産業大学長 様

私は、下記の教育機関への留学を申請いたします。

学 籍 番 号		学年	年	生年月日	年 月 日
氏 名				性 別	男 ・ 女
所 属 学部・学科	学部			学科	
留 学 先	(国名) (教育機関名)				
希望留学期間	年 月 ～ 年 月				
現 住 所	〒				
電 話 番 号					
保護者(保証人) 同 意	1. 保護者の同意を得ている 2. 保護者の同意を得ていない				
所 属 ゼ ミ					
海 外 渡 航	あり ・ なし				
パスポート	1. 現在所持 (期限 年 月 日) 2. 新たに取得				
学 習 成 績	A () B () C () D ()				
修得総単位数	() 単位 【 年 (前 ・ 後) 期 終了時 】				
留学の目的					

面 接 日	年 月 日	面接者 署 名	教員：	学生支援課：
面 接 結 果	1. 単位取得 2. 健 康 3. 経済状態			

留 学 届

年 月 日

静岡産業大学長 様

私は、海外留学誓約書の内容を守り協定に基づく留学を行いますので、保護者と連名にてここに留学届を提出いたします。

学 生 氏 名	印	生年月日	年	月	日
所 属 学部・学科	学部		学科		
学 籍 番 号					
学 生 住 所	〒	—			
電 話 番 号					
保護者 (保証人) 同意	私は、(学生氏名) の留学に同意します。				
保護者 (保証人) 氏名			印		
保護者 (保証人) 住所	〒	—			
電 話 番 号					
留学先機関名	国 名				
	教育機関名				
留 学 期 間	渡航日	年	月	日	～ 帰国日 年 月 日
留 学 目 的					

学生支援課
受 理

受理者氏名

年 月 日 ()

※学生支援課保管

海外留学誓約書

静岡産業大学長 様

私は、() 年 () 月から海外の協定校である ()
へ留学参加するにあたり、静岡産業大学留学規程及び派遣先国の法律・法令を順守し、次に掲
げる事項を理解および承諾いたします。

- 1.<目的の理解> ・留学の目的を理解し、各課題に真剣に取り組むとともに目標達成のために努力します。
- 2.<参加条件の理解> ・静岡産業大学の定める参加条件をよく理解し、条件に従います。
- 3.<留学準備> ・大学からの連絡を毎日確認し、返信・返答を求められた場合には速やかに回答します。
・渡航前のガイダンス等も留学の一環であることを理解し、時間通りに出席します。
・書類の提出、留学費用や海外旅行保険費用などの手続きは期限を厳守いたします。
・健康上の問題は渡航前に解決します。
・既往症などがある場合には、医師の診断と判断に従います。
- 4.<渡航先での生活> ・留学後は留学先の規則を順守し、現地教職員・担当者の指示に従います。
・大学からの連絡を毎日確認し、返信・返答を求められた場合には速やかに回答します。
・留学中は安全管理を徹底し、事件や事故に巻き込まれないよう行動し、特にパスポー
ト等の重要書類や貴重品の管理には細心の注意を払い、盗難・紛失を避けます。なお、
自由行動中の事故や事件は自己の責任であることを承諾いたします。
・健康上の問題やトラブル発生の際は直ちに渡航前のガイダンス等での説明事項に従い、
指示を仰ぎます。
・自然災害・感染症の流行・治安の悪化などのため安全の確保が難しい場合、静岡産業
大学が留学の中止・変更を指示することを承諾いたします。
- 5.< 帰国後の報告> ・帰国後、所定の期限内に必要な書類を静岡産業大学に提出します。
- 6.< 費用の負担> ・上記各項目の誓約を守れない場合には、留学参加の不許可、留学中止の指示があるこ
とを理解し、キャンセル料や追加費用が発生する場合には、自己負担になることを了
解します。また、自己責任によって生じたトラブルに伴う追加費用について静岡産業
大学は責任を免れることを承諾いたします。

- 7.<免責事項> ・ 自然災害・戦争・テロなどの不可抗力の事由により安全確保のための留学中止、変更があった場合において、留学参加のために要した諸費用の支払請求を行わないことを承諾いたします。また、留学期間中の傷害・疾病・動産の盗難などのトラブルに対して、静岡産業大学および留学先に重大な過失がある場合を除き、補償を求めないことを承諾いたします。
- 8.<肖像権及び個人情報> ・ 私の肖像・氏名・住所・年齢などの個人情報が静岡産業大学の海外留学案内等の広報物及びホームページなどの情報メディアにおいて使用されることを承諾いたします。
- 9.<親族等の承諾> ・ 私の家族・親族及び保証人は、本誓約書に基づく留学の内容を理解し、私の留学参加を承諾しています。

年 月 日

学部 学科 年

学籍番号

氏 名 印

生年月日 年 月 日

保 護 者

(保 証 人) 印

(学生との関係)

※この誓約書は一部コピーを取って各自で保管し、原本を静岡産業大学学生支援課へ提出する。

留 学 終 了 届

年 月 日

静岡産業大学長 様

私は、協定に基づく留学を行い、終了しましたのでここに留学終了届を提出いたします。

学 生 氏 名 印 生年月日 年 月 日

所 属 学部 学科
学部・学科

学 籍 番 号

留学先機関名 国 名

教育機関名

留 学 期 間 渡航日 年 月 日 ～ 帰国日 年 月 日

感想、学んだことなど
